

豊田工業高等専門学校自己点検・評価・将来計画委員会規程

制 定 平成30年2月23日

(設置)

第1条 豊田工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、その教育水準の向上を図り、かつ、本校の目的及び社会的使命を達成するため、豊田工業高等専門学校自己点検・評価・将来計画委員会（以下「委員会」という。）を置き、本校の教育研究活動等の状況について、自ら行う点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）を実施するとともに将来計画について調査、審議する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を掌理する。

- 一 本校における自己点検・評価の実施に関する事項
 - 二 本校における自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関する事項
 - 三 学科、学級及び専攻科に関する事項
 - 四 学寮及び共同利用施設等に関する事項
 - 五 その他本校における自己点検・評価及び将来計画に関し必要な事項
- 2 委員会は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認めるもの及び将来計画により、充実発展する必要があると認めるものは、本校各種委員会等へ改善目標の設定・実施計画の策定等及び充実発展について検討するよう要求するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事，学生主事，寮務主事，総務主事，専攻科長
- 三 テクノコンプレックス長，メディアコンプレックス長，図書館長，技術部長
- 四 学科長
- 五 事務部長
- 六 総務課長，学生課長
- 七 総務課課長補佐（総務・企画担当）
- 八 総務企画係長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、校長とする。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは総務主事はその職務を代行する。

(専門委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関して必要な事項は、委員会においてその都度定める。

(自己点検・評価)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を実施するものとする。

- 一 教育理念・目標及び三つのポリシーに関すること
- 二 教育活動に関すること
- 三 学生生活に関すること
- 四 学寮に関すること
- 五 研究活動に関すること
- 六 国際交流に関すること
- 七 社会との連携に関すること
- 八 学校運営に関すること
- 九 将来計画に関すること
- 十 施設整備に関すること
- 十一 専攻科に関すること
- 十二 自己点検・評価体制に関すること
- 十三 その他委員会が必要と認める事項

(報告書の作成及び公表)

第7条 委員会は、自己点検・評価の結果等を取りまとめ、その報告書を公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課総務企画係において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 豊田工業高等専門学校自己点検・評価実施委員会規程（平成11年11月10日制定）は廃止する。